

別紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、令和5年1月31日現在41,751人で、平成7年以降減少を続け27年間で11,000人程度減少しています。世帯数についても、令和5年1月31日現在20,236世帯で、平成26年以降20,000世帯前後を推移しています。人口の割合については、年少人口(0～14歳)は、令和5年1月31日現在4,200人で全体の10.1%、生産年齢人口(15～64歳)は22,293人で全体の53.4%、老年人口(65歳以上)は15,258人で全体の36.5%を占めており少子高齢化が進行しています。

(住民基本台帳より)

本市の産業については、令和2年度産業分類ごとの就業者数の内訳をみると、第1次産業1,885人で全体の10.5%、第2次産業は3,811人で全体の21.3%、第3次産業は12,197人で全体の68.2%となっております。

(国勢調査より)

中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっています。そのうえ、本市では、少子高齢化に加え若者の市外及び島外流出が続いていることから労働力人口の減少が著しくなっており、中小企業は非常に厳しい状況におかれています。

(2) 目標

本市では、地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりを目指します。

特に、中小企業は地域の経済を活性化するうえで大きな役割を担っております。中小企業者が、労働力不足や働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を目的とし、認定件数は年間25件を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう)が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条1項に定める先端設備等の内、太陽光（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項1項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）を除く全ての設備とします。

（対象外理由：雇用の創出・産業集積に繋がらない、また景観・環境の保全のため）

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業については市全域に分散しているため、対象とする地域は洲本市全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であり、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、すべての事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。